

平成30年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年3月12日(月)午後1:30~2:00

2. 場 所 : 役場庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
”	2	谷地村久人
”	3	佐藤 久美子
”	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
”	7	長根 孝衛
”	8	小澤 守昭
	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第2号 農地賃貸借の解約に係る合意書の受理について

日程第4 議案第5号 平成30年度農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報について

日程第5 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第6 議案第7号 新郷村農地移動適正化あっせん基準の一部改正及び新郷村  
農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について

(平成 30 年第 3 回 3 月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2 番 谷地村久人君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより、平成 30 年第 3 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。 議事録署名委員には、議長指名と言うことで、ご異議ございませんか。
	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員には 6 番、長井 進君並びに 8 番、佐藤光男君を指名いたします。
議長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります但事務局より報告の事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第 3、報告第 2 号 農地賃貸借の解約に係る合意書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2 ページをお開き下さい。 日程第 3 報告第 2 号 農地賃貸借の解約に係る合意書の受理について説明いたします。 このことについて、別紙のとおり農地賃貸借の解約に係る合意書を受理したので報告いたします。 貸人、借人は 3 ページ記載のとおりです。解約に係る理由は、貸人が平成 29 年度の利用意向調査の結果、新しい貸人に利用権を設定したいため、現借り人と解約を行うものです。4 ページに合意書の写しを添付してありますので参考に願います。 以上で、報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見ございませんか。
	質疑意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。 次に、日程第 4、議案第 5 号、平成 30 年度 農作業標準賃金改定並びに農地の賃借料情報についてを、議題といたします。

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>5ページをお開き下さい。</p> <p>日程第4 議案第5号 平成30年度農作業標準賃金の改定並びに農地の賃借料情報の提供について説明いたします。</p> <p>平成30年度農作業標準賃金を別紙のとおり改定したいので審議を求めるものです。また、平成29年度農地賃借料情報について、別紙により情報提供することに農業委員会の承認を求めるものです。</p> <p>6ページをお開き下さい。</p> <p>去る、平成30年2月28日に五戸町役場に於いて五戸町、新郷村の両農業委員長、会長職務代理、事務局長、担当者が五戸地区の標準賃金改定について協議した結果であります。</p> <p>農作業標準賃金は青森県最低賃金の22円引き上げにより着色した部分の賃金が5,800円から200円引き上げ、6,000円としております。</p> <p>なお、それ以外の農業作業料金については据え置きとなっております。</p> <p>また、農地賃料の平均額は昨年と比べて田は5,000円の下落、畑については4,000円の下落となっております。7ページに青森県最低賃金改正の写しを添付してありますので、参考にしてください。今日の総会で決定、承認を頂きましたら3月中には全戸配布、ホームページで公表をする予定です。</p> <p>以上で、議案第5号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第5号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長	<p>次に、日程第 5 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のとおり申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、売買が 1 件です。</p> <p>9 ページをお開き下さい。</p> <p>それでは、受付番号第 4 号について説明いたします</p> <p>議案第 6 号、受付番号第 4 号の申請は、売買による所有権移転です。申請に係る理由は、譲渡人の高齢及び居宅が遠距離にあるため売り渡すものです。</p> <p>9 ページに議案書の写し、10 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、11 ページから 12 ページに許可申請書の写し、13 ページに位置図を添付しておりますので参考にして下さい。</p> <p>また、10 ページの農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第 6 号、受付番号第 4 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 6 号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 6 号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第 6 議案第 7 号新郷村農地移動適正化あっせん基準の一部改正及び新郷村農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>14 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 6 議案第 7 号 新郷村農地移動適正化あっせん基準の一部改正及び新郷村</p>

	<p>農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について説明いたします。</p> <p>改定理由は、議案書記載のとおり、①国の農地適正化あっせん事業実施要領等の一部改正、②2015年農林業センサスの結果を反映、③新郷村農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更、④農地中間管理事業の推進に関する法律等による一部改正、⑤字句の訂正、以上でございます。</p> <p>15ページから20ページに新郷村農地移動適正化あっせん基準(案)、25ページから28ページに新郷村農地移動適正化あっせん基準細則(案)、32ページから46ページに各様式の写しを添付してあります。今日の総会で決定、承認を頂きましたら県に報告及びホームページで公表をする予定です。</p> <p>以上、議案第7号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第7号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成30年第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

議長

署名者

署名者